

県有施設の屋根貸しによる太陽光発電事業
 太陽光発電施設等の公売(福岡国税局主催【福岡局242-5太陽光】)に係る事前審査
 質問回答一覧

No.	質問	回答
1	太陽光発電設備が設置されている建物(福岡農業高校の実習棟)の竣工年度と構造を知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工年度は、平成6(1994)年度です。 ・RC造(1階建て)です。
2	太陽光発電設備が設置されている建物の屋上防水施工はどのような内容か(既存の太陽光発電設備を設置する際に施工された屋上防水工事の内容を知りたい。)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の太陽光発電設備が設置される前の建物の屋上防水処理の状況については、次のとおりです。 【工法】露出アスファルト防水 【内容】コンクリートタンピング金コテ仕上げ+アスファルト防水D-1 ・当初の事業者が作成した資料によると、既存の太陽光発電設備が設置される際に、次のとおり屋上防水処理工事を行う旨の記載がされています。 【工法】部分ゴムシート防水 【内容】モルタル・コンクリート床はゴムシート、アスファルトはウレタン塗布
3	太陽光発電設備の架台の設置に係る工法等はどのような内容か。	<p>当初の事業者が作成した資料によると、架台は陸屋根式コンクリートブロック基礎とし、床面と接着剤で固定の(アンカーボルト等は打たず直接床面に傷をいれない方法とする)旨が記載されています。また、架台は、アルミニウム等軽量のもので、風圧についてのモジュールは5,400Pa、JIS規格に適合したものを使用の旨が記載されています。</p>
4	事業が終了する時には、原状回復が必要なのか。	<p>県HPIに掲載中の「基本協定書(案)」第30条のとおり、事業期間満了日までに事業者負担で設備等を撤去し、使用許可財産(本案件では、屋上等)を原状に復した上、県に返還していただく必要があります。その際、屋上防水についてもその後の防水機能に支障がないようにしていただく必要があります。</p>
5	事業期間の延長や更新はご相談できるでしょうか。(太陽光パネルは30年程度利用できることから、固定価格買取制度の終了後も事業を継続することを考えております。)	<p>本件屋根貸し事業終了の2年前を目途に、事業終了時の既設機器等の取扱いについて、県と事業者で協議を行うことを予定しており、その際に相談をしていただくことは可能です。ただし、現時点では、県としては本件事業の終了時には原状回復が必須と考えており、事業期間の延長は想定しておりません。</p>